

弥富市公私連携幼保連携型認定こども園指定候補法人募集

募集要項集

【令和１０年４月１日移管】

【弥富市立弥生保育所】

令和７年８月

弥富市健康福祉部児童課

募集要項集 目次

1	移管予定施設	1
2	移管年月日	1
3	移管の方法	1
4	応募資格	1
5	応募制限及び失格事項	2
6	今後の主なスケジュール	2
7	応募方法	3
8	選定方法	4
9	覚書の締結	4
10	引継・共同保育	4
11	三者協議会	5
12	協定の締結	5

別紙 1	弥富市立弥生保育所移管に係る諸条件	6
別紙 2	弥富市立弥生保育所の民間移管に伴う 公私連携幼保連携型認定こども園設置に係る協定骨子（案）	11
別紙 3	指定候補法人の選定方法及び選定基準について	16
別紙 4	法人選定及び法人選定後の主なスケジュール	20
別紙 5	弥富市立弥生保育所移管前の運営等に関する覚書	21
別紙 6	引継ぎの概要について	24
別紙 7	三者協議会の設置について	25
別紙 8	土地の貸付契約に係る主な契約内容について（案）	26
別紙 9	建物等譲渡に係る主な契約内容について（案）	28

弥富市公私連携幼保連携型認定こども園指定候補法人募集要項

弥富市では、「弥富市公立保育所の民営化基本方針」に基づき、公立保育所の民営化により公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築していくとともに、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を目指しています。

この度、弥富市立弥生保育所を民間移管し、令和10年度より「公私連携幼保連携型認定こども園」を運営する指定候補法人を募集します。

1 移管予定施設

現在の運営状況については、別添の「弥生保育所について」を参照してください。移管後の利用定員については、別紙1「弥富市立弥生保育所移管に係る諸条件」を参照してください。

2 移管年月日

令和10年4月1日

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。募集要項集別紙及び様式1～5も同様とする。）第34条に規定する「公私連携幼保連携型認定こども園」として、弥富市が指定します。

※ 令和10年3月末まで弥富市立弥生保育所として運営を行います。

3 移管の方法

(1) 移管後の施設類型

認定こども園法第34条の規定に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」として、協定締結を経て、弥富市が指定します。なお、公私連携法人としての指定申請及び公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出などの必要な手続きは、指定候補法人が行ってください。

(2) 土地の取扱いについて

原則として、有償による貸与を予定しています。詳しくは、別紙8「土地の貸付契約に係る主な契約内容について（案）」を参照してください。

(3) 建築物の取扱いについて

原則として、無償による譲渡を予定しています。詳しくは、別紙9「建物等譲渡に係る主な契約内容について（案）」を参照してください。

(4) 物品の取扱いについて

移管予定の施設で使用している物品で本市が提示するもののうち、指定候補法人が希望するものについては、無償譲渡します。

4 応募資格

(1) 応募日時時点で次の要件の全てを満たす法人

- ① 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定に基づき設立された学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定により設立された社会福祉法人であること。
 - ② 愛知県内において、次のいずれかの施設を通算して3年以上（同一施設が種別を変更した場合、変更前と変更後を通算して3年以上）かつ現に運営していること。
 - ア 認可保育所
 - イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの定員が設定されている幼保連携型認定こども園
 - ウ 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの定員が設定されている保育所型認定こども園
 - ③ 弥富市暴力団排除条例（平成23年弥富市条例第18号）の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 本市の教育・保育行政をよく理解し、別紙1「弥富市立弥生保育所移管に係る諸条件」の内容のほか、指定候補法人選定後に弥富市と指定候補法人との間で締結する協定書に規定する条件を遵守し、運営において積極的に協力できる法人であること。

5 応募制限及び失格事項

(1) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前述「4 応募資格」の有資格者であっても、本募集に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

- ① 弥富市幼保施設運営事業者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）及びその家族
- ② 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている法人等に所属する者

(2) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案に係る応募法人は失格とし、法人選定の対象から除外します。

- ① 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められた場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類を提出した者が選定委員会による選定の前後に、選定委員又は関係者と直接、間接を問わず本募集に関する接触を求めた場合
- ④ 選考審査に関する不当な要求があった場合
- ⑤ その他市が不正と認める行為があった場合

6 今後の主なスケジュール

詳細については、別紙4「法人選定及び法人選定後の主なスケジュール」を参照してください。

7 応募方法

(1) 募集要項の配布について

令和7年8月18日（月）から、弥富市ホームページにて、募集要項集や応募書類その他関連資料等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 募集要項説明会及び現地見学・保育見学会の開催について

応募書類の受付に先立ち、募集要項説明会及び移管予定施設の現地見学・保育見学会（事前申込制）を令和7年9月2日（火）に開催します。この説明会及び見学会には、応募を検討する法人は原則参加してください。

参加申込方法については、令和7年8月29日（金）午後5時までに、「募集要項説明会及び現地見学・保育見学会参加申込書」を電子メールにて児童課へ送付してください。受信確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。参加申込を受け付け次第、詳細な日時や留意事項等を記載した参加受付証を送付します。

なお、移管予定施設について、より法人の皆様へ知っていただく機会として、現地見学及び保育見学について、別日程による個別対応を実施しますので、参加を希望する法人は参加希望日の1週間前までに「現地見学及び保育見学参加申込書」を電子メールにて児童課へ送付してください。

(3) 応募に関する質問について

応募に関する質問は、令和7年9月12日（金）午後5時までに、「質問書」を児童課宛てに電子メールにて送付してください。受信確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。

受付した質問については、令和7年9月24日（水）までに弥富市ホームページに掲載し、回答します。質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同等の効力をもつものとします。また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

(4) 応募書類の提出について

応募書類の提出は、持参のみとします。なお、応募書類の提出に当たっては、資料の内容を説明できる方がお越しくください。応募書類一式に不備や不足がある場合は、受付できません。

① 受付期間

- ・令和7年10月8日（水）から令和7年10月10日（金）まで
- ・午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

② 受付予約

- ・応募書類確認のため、受付は予約制とします。
- ・応募しようとする法人は、受付希望日の3営業日前までに受付予約票をメールにて送付してください。

③ 提出場所

- ・弥富市前ヶ須町南本田335
弥富市健康福祉部児童課（弥富市役所1階）

(5) 応募書類について

- ① 応募書類については、「弥富市公私連携幼保連携型認定こども園指定候補法人応募

書類一覧表（兼チェックリスト）」のとおりとします。様式の指定があるものについては、弥富市ホームページより様式をダウンロードして作成してください。

- ② 提出部数については、正本1部、副本10部とします。資料は1部ずつA4サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をインデックスで標示してください。

(6) 応募に係る注意事項

- ① 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めませんので、できる限り期限に余裕を持って提出してください。ただし、市から指示した場合は除きます。
- ② 本募集要項及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ③ 市が必要と認める場合、本公募に応募した事業者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがあります。
- ④ 応募提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容が無償で使用できるものとします。また、提出書預等については、返却しません。
- ⑤ 応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とします。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

8 選定方法

指定候補法人の選定に当たっては、別紙3「指定候補法人の選定方法及び選定基準について」の内容に基づき、「弥富市幼保施設運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、弥富市長が指定候補法人を決定します。

なお、次のいずれかに該当する場合、審査結果の通知後であっても決定を取り消し、その法人を失格とします。

- ① 「4 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合
- ② 選定後、市の承諾を得ずに応募内容を変更した場合
- ③ 引継ぎ及び共同保育、三者協議会、民間移管に係る手続きにおいて、保護者への説明及び対応が誠実に行われていないと確認された場合
- ④ その他、民間移管を期間内に履行することが困難であると市が判断した場合は、指定候補法人と協議の上、決定を取り消すことがあります。

9 覚書の締結

指定候補法人決定後、応募内容の確実な履行のほか、引継ぎや三者協議会の実施等、移管に向けた取組を円滑に進めることを目的として、市と指定候補法人との間で覚書を締結し、遵守していただきます。（別紙5「弥富市立弥生保育所移管前の運営等に関する覚書（案）参照」）

10 引継・共同保育

指定候補法人決定後に締結する別紙5の覚書と別紙1「弥富市立弥生保育所移管に係る諸条件」のほか、指定候補法人決定後に弥富市が策定する引継計画（別紙6「引継ぎの概

要について」参照）に基づき実施します。引継・共同保育の実施に当たって必要となる人員等については、指定候補法人において確保してください。

なお、引継・共同保育の実施に係る経費については、弥富市が定める範囲内で一部を負担する予定です。引継・共同保育を行う年度の予算の状況により、弥富市が負担する内容を変更する可能性があります。

11 三者協議会

市立施設の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しいこども園を築き上げていくことを目的として、移管後の運営に関する諸事項について、対象施設の保護者代表・指定候補法人・弥富市（弥富市立弥生保育所及び弥富市役所児童課）の三者で協議するため、別紙7「三者協議会の設置について」に基づき、指定候補法人の選定後に三者協議会を設置します。

12 協定の締結

指定候補法人に移管する市立施設の移管後の運営について、別紙2「弥富市立弥生保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園設置に係る協定骨子（案）」をベースに、協定書の内容を確定します。その後、市と指定候補法人との間で協定を締結することになりますので、指定候補法人は、関係法令等を遵守し適正に運営するとともに、弥富市の指示・指導内容及び当該協定書に記載された条件を遵守しなければなりません。

なお、当初の協定の有効期間については原則10年とし、期間満了後においては、移管先法人が適切な運営が行われていると本市が認める場合、その後の協定期間については、協議した上で更新することとします。

【問い合わせ先】

〒498-8501

弥富市前ヶ須町南本田335

弥富市健康福祉部児童課（弥富市役所1階）

Tel：0567-65-1111 / Fax：0567-65-6455

Mail：hoiku@city.yatomi.lg.jp